

**必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も**

熊本県の最低賃金が**10月18日**から改正になりました。
新しい最低賃金額は、**時間額 630円**です。

この最低賃金は、県内すべての労働者（臨時・パートタイム労働者、アルバイト等を含みます）に適用されます。
なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用になります。

問い合わせ先 熊本労働局労働基準部賃金室
☎ 355・3202
または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

**お布団ふくらサービス事業のお知らせ
（高齢者等の生活支援事業）**

この事業は、在宅で寝たきりの高齢者等が使用する寝具の衛生管理を行うことにより、その福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

対象となる寝具は、掛布団・敷布団・毛布で一人当たり1セットとなります。寝具の

回収・洗濯・乾燥および消毒は、業者に委託して行います。
対象者 65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯などで、寝具類の衛生管理が困難な方。（衛生管理ができる家族等がいる場合は、該当しません。）

申請期限 12月25日（金）
申請場所 役場健康福祉課福祉係（申請書があります）

実態調査 申請後、実態調査を行い、利用の可否を決定します。

利用料 無料
問い合わせ先 役場健康福祉課福祉係
☎ 286・3111
内線 131

**北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10日～16日**

平成16年6月に法律が施行され、毎年12月10日～16日までが「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。政府認定拉致被害者である本県出身の松木薫さんや多くの被害者・家族の方々の苦しみは今も続いています。

本県では、県民の皆様がこの問題についての関心と認識

を深めていただくため、同週間を中心に写真パネル展や講演会など様々な啓発事業を行う予定です。

問い合わせ先 県観光交流国際課国際交流室（門司）
☎ 333・2157

**ご存知ですか？
預金保険制度**

「預金保険制度」は、万一が金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保によって、信用秩序を維持することを目的としています。

この制度により、当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は、全額保護されます。定期預金や利息の付く普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

「預金保険制度」に加入している金融機関など詳しくは、預金保険機構、九州財務局ま

**平成22年度 町営体育施設の
利用予約を受け付けます**

町嘱託区、企業、各種スポーツ団体などで、平成22年度中に町営社会体育施設（体育館・グラウンド等）を利用してスポーツ大会の予定がある方は、次により予約を受け付けます。

対象期間 平成22年4月1日から
平成23年3月31日までの1年間
※休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
※12月28日～1月4日は除く。

受付開始日 ●町内の団体…平成22年1月8日（金）
●町外の団体…平成22年2月2日（火）

受付期間 午前8時30分～午後5時30分

申込要領 町総合体育館窓口で印鑑持参のうえ申し込んでください。

問い合わせ先 町総合体育館 ☎ 289-2433

こころえん

人権同和問題講演会

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての正しい理解と差別のない明るい

たは金融機関の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先 預金保険機構
☎ 03・3212・6029

社会づくりのため、「人権同和問題講演会」を開催します。

日時 12月12日（土）
午後2時～午後4時10分

場所 八代市鏡文化センター

内容 地元の児童・生徒による人権をテーマにしたステージ発表と福永宅司さんによるひとり芝居「15才 学校Ⅳ」

※入場無料、手話通訳、要約筆記、託児あり。

問い合わせ先 県人権同和政策課
☎ 333・2299